

## 事前審査受付時の提出図書の取り扱いについて

原則、審査を円滑に実施するため事前審査申請時には全ての提出図書がそろっている必要がありますが、確認申請と他の手続きを同時並行ですすめることなどを考慮し、一部の提出図書について事前受付の可否にかかわる取り扱いを以下のとおりとします。

なお、「不足している場合も事前審査受付可」としている図書等については、添付後に再審査を要することとなりますので予めご了承ください。

凡例：【×】…不足している場合は事前審査受付不可 【○】…不足している場合も事前審査受付可

### 1、チェックシート

確認申請チェック票 兼 併願申請書	×
-------------------	---

使い回すことなく申請物件毎に確認し、お間違いのないようご記入ください。

### 2、建築確認申請に係る図書

確認申請書・申請図書、建築計画概要書、建築工事届 (よくある不足図書：シックハウスに係る換気検討書、採光・換気・排煙 計算書)	×
工事種別が「増築、改築、大規模の修繕・模様替え、用途変更 等」は、既存建築物の ・確認済証、検査済証の写し(または台帳記載事項証明書) または、 「既存建築物の現況調査ガイドライン」による現況調査報告書 ※別棟の申請は除く ・建築計画概要書の写し(または直近の確認申請書副本の写し) ・既存建築物の計画がわかる平面図、立面図、求積図など (直近の確認以降変更がなく、建築計画概要書の写し等で既存建築物の状況等が把握できる場合には不要な場合あり。)	×

### 3、建築基準法および建築基準関係規定に係る許認可等

建築基準法：許可、認定等	×
条例：許可、認定、届出等	×
港湾法：第 40 条第 1 項に係る計画書	○
宅地造成及び特定盛土等規制法：「手続きの要否の判定フロー」、許可、届出等	×
都市計画法：開発許可、建築許可、施行規則第 60 条による証明書等 ※都市計画法第 36 条(工事完了の検査)は除く 本申請までに添付 倉敷市船穂町柳井原地区地区計画(市街化調整区域でも開発許可不要の 取り扱いとなっています。)	×
浄化槽法：し尿浄化槽に関する書類	○
バリアフリー法	○
建築物省エネ法	5.省エネ基準
地区計画 (▲) 制限・条件、配置図等の手戻りにならないよう、できる限り事前 審査提出時に添付下して下さい。 ※桜が丘西・東地区は要	○ (▲)

その他の法令・条例等に該当する個別案件については別途お問い合わせ下さい。

4、構造関係に係る図書（※法第6条第1項第三号建築物（法第6条の4に該当）は除く）

「特定木造建築物」で各伏図・軸組図等を省略するもの 仕様表 または 法チェック・仕様表(弊社限定)	×
「特定木造建築物」で仕様規定によって構造安全性の適合性を確認するもの： 設計支援ツール、壁量判定、四分画法判定、柱頭柱脚金物算定表	×
許容応力度計算等の構造計算によって構造安全性の適合性を確認するもの： 構造計算書、構造図（各伏図、2面以上の軸組図）、安全証明書	○ (▲)
地盤調査報告書、地盤改良検討書（地盤改良工事を行う場合）	○

(▲) 住宅で省エネ適合性判定を評価書等\*により省略する場合は、申請先機関（弊社・他社）にかかわらず未添付の場合も事前受け付けします。構造関係規定について審査内容が重複する部分があるため、審査を円滑にすすめるための措置であり構造関係規定の審査を省略できるわけではございません。

5、省エネ基準（法第6条第1項第三号建築物は除く）

省エネ適判：適合判定通知書	○
【住宅】「評価書等*」により省エネ適判を省略： *設計住宅性能評価書・長期優良住宅認定通知書・長期使用構造等であることの確認書	○
【住宅】「仕様基準」により省エネ適判を省略： 仕様表、使用する建材(断熱材、窓ドア等)や設備機器等の性能等を示す根拠資料	×

省エネ適合性判定および評価書等\*により省エネ適判を省略については、別の申請手続きが必要となりますので、当該申請に要する図書等を建築確認申請図書に添付しないようお願いします。

なお、本取り扱いは状況等に応じて変更する場合がありますので予めご了承ください。

**1のチェックシートと実際の申請図書等との大幅な乖離が発覚した際は、差し戻しや取り下げによる再提出とさせていただきます。**

**また、審査に必要な図書の不足、図面に記載すべき事項等の大幅な欠落、図面相互の不整合が多数あるなど審査を進めることが困難と判断する場合は、事前受付・事前審査を保留またはお断りさせていただきます。**

**なお、上記の場合事前審査受付日は考慮せず審査を進めることができる状態の図書が提出された後の事前審査とさせていただきますので、十分ご確認の上ご提出をお願いいたします。**